

日米銃砲規制の歴史的・社会的背景

須川 薫雄 (しげお)

www.japaneseweapons.com

はじめに

アメリカ人口3億、日本1.2億、GDPは各々世界1位と2位。

両国は民主主義、資本主義を基盤として、商業、工業、金融が交流し、文化、社会など大きな本質的な枠組みはとても似ている2国であると言ってよい。

だが個々の社会的現象を見ていると必ずしもそうではない。

『銃砲規制』、これに関して言えば、世界の両極端にあるとしても過言ではない。その原点は歴史をさかのぼればかなり古いものだ。

日本は1588年(天正16年)、秀吉の刀狩りで、民間の刀、槍、鉄砲など武器を供出させる政策をとった。徳川幕府はこれを継承し、民間だけでなく、幕藩体制下、各大名や武家の鉄砲の製造や所有を、「鉄砲改め」などで規制した。戦国時代、民衆の武装は進み、その力は統治する武士階級に大きな脅威だったからだ。この第一回の刀狩りでどの程度、武器が回収されたかは明らかではないが膨大な量であったことは確かだ。

一方、アメリカは1776年、独立戦争の経緯と1791年の憲法修正第2条で国家が国民の武装権を認めた。

この17-8世紀、両国の成り立ちが現在の両国の銃砲規制の差になっている。

しかし、例えば玩具のテッポウ、日本ではエアガンやモデルガンなど、実物に限り無く近い外観のものが許されているが、アメリカは逆に実物的なおもちゃは販売していない。(誤認事故のため)

1 日本の銃砲規制の経緯

①刀狩り

16世紀末、日本は世界最大の鉄砲保有と運用国であったと言われている。武士階級だけでなく、鉄砲集団、宗教集団、その他民間にも多量の鉄砲が出回っていた。従って中世、日本民衆は「闘う体質」を保持しており、その体質は国を統一した秀吉、その統治体制を引き継いだ家康により徐々に弱体化された。

秀吉は全国をほぼ平定した後、最初の「刀狩り」を実施、兵農分離を開始した。だが完全なものではなかった。これを引き継いだ徳川幕府は江戸期、何回か民間の武器の供出をおこなった。

秀吉の刀狩りはかなり巧妙な政策で、当時世界でこのような民衆の武装解除を示した歴史の実例は聞いてない。

②江戸期、民間の鉄砲許可

農業生産の効率を考えて、有害鳥獣駆除のために鉄砲を農民に地域の支配者の責任の下、許可性で所持させた。具体的には木製の鑑札と、高札などによる狩猟禁止地域の設定などで、恐らく「世界最初の銃砲規制」であっただろう。

江戸期は社会的秩序が保たれた期間であり、銃砲管理には「入り鉄砲に出女」「鉄砲改め」などの言葉も残されている。



写真①江戸期の鉄砲鑑札

幕末・明治初期の混乱期には、軍備のため各藩での銃の生産、輸入が行われ、かなりの数量の銃器が戦乱で民間に流れた。また豪商、豪農などが自衛のため、代官などの許可を得て銃器を保持した。

③壬申改め

明治政府は、明治5年（1872年）に民間銃砲を登録制として「壬申改め」を実施した。各県の単位で、所持者に銃を持って来させ、刻印、焼印を押し、番号を記した。この原簿があるはずだが見たことはない。

4年後には「廃刀令」を出し、刀剣の帯刀を禁じた。

刀剣と銃砲が、最初の刀狩りより、明治、そして現代に至るまで一貫し同じ法令をもって管理されているのも日本の規制の特徴のひとつである。

④火薬類販売の許可制度

明治政府は「銃砲と火薬」を別な規制として、銃を使用するものは各々の法律の対象となった。これは19世紀、また世界に類のない規制であった。

爾後、大正、昭和、大戦終了後も、銃の購入、所持は許可制であり、他国とは比較にならぬほど、厳密に管理されてきていたと言える。

帝国陸海軍将校の拳銃購入も管轄警察署長の許可が必要であり、1945年まで有効だった。

⑤戦後の規制と現在

大戦後、占領軍は日本で165万挺の銃器と140万振の刀剣類を押収したとある。その後も銃刀法は何回か、事件が起こるたびに改正され、「銃砲刀剣類所持等取締法」は、いわゆる「万能法」である。昨年末に改定され本年から新規制が開始した。(後述)

現在、日本には銃砲所持者は175000人、銃は34万挺存在する。過去5年間で27000人が減少(15,4%)。鳥獣より先にハンターが「絶滅」する国になると言われているが、実際には有害鳥獣による農作物の損害は年々増えるばかりである。昨年度、更に2万挺減り、過去最小の32万挺になった。

新たな銃砲所持許可証の取得は至難で、大変な忍耐と労力を要する。

自衛隊においても「装備品」(規定の武器兵器)外は銃刀法の対象となる。

2 アメリカ人民の武装権と銃規制

①武装権の発生

アメリカ大陸への欧州からの移民の装備には鉄砲は欠かせぬものであった。自らを守り、狩猟により食料を得るためにであった。恐らく成人男子1人に1挺のわりで持ち込まれ、銃工や関係の職人も同行したであろう。

17-8世紀、殆どが火打ち石式銃であった。火打ち石を製作する職人「フリントナッパーズ」と言うような職種の人たちも移民した記録がある。

開拓民は地区ごとに指導者を置き、「民兵組織」を形成していた。



写真②アメリカ独立戦争時に民兵が装備していた火打石式銃と装具類

②憲法修正第2条

1775から83年間の独立戦争はこのような民兵組織が英国軍と戦い、1776年に独立を宣言した。

独立宣言とともにアメリカ合衆国憲法(当時は13州)が編纂され、179

1年「修正第2条」が追加され、人民の武装権が明示された。

「規律ある民兵は自由な国家の安全にとって必要であるから、市民が武器を保有しまた携帯する権利を侵してはならない。」の文言である。

また修正第4条には「不合理な搜索押収の禁止」もうたっている。



写真③開拓期の射撃練習

③現在のアメリカの銃器問題

現在、アメリカには2億挺の銃器が民間に存在し、3分の1が拳銃と推定されている。アメリカにおいては、現在年間18000件の殺人事件があり、そのうち60%以上に銃器が使用され、殆どが拳銃によるものだ。また多くが青少年によるもので、従って犯罪の防止のための「銃砲規制」は社会、国家としての大きな課題である。

銃器は開拓時代から通信販売が主なる商品で、これは現在ではインターネット販売に進化した。いずれにせよ、購入者の適格な審査は難しい現状である。

④銃規制の試み

最高裁判所において何度か銃砲規制法が上げられるが、時限立法が多く、年数を経て失効している。現在はかくたる規制法はない。しかし、拳銃と自動銃（セミオートは含まず）には、販売時の身元確認、その他銃砲の携帯、輸送、コンシールド（見えないようにする）装填などには制限がある。

同国は連邦国家で、州ごとに同じ制服の警官がいない国だが、州が独自の規制を作れるので、ニューヨーク州「サリバン法」のように厳しい携帯制限を実施するところがある。

「ブレディー法」の身元確認、現在は失効が有名である。

ワシントンDCでは家庭内での保管を禁止していたがこれも失効した。

カリフォルニア州では全自動銃は一切認めてない。

⑤アメリカに統一的銃規制はない状況

一般に南・中・西部は規制が緩やかで、州によっては弾薬を装填しなければ身に付けて携帯できるところもある。西部劇の世界である。

一般の州（ニューヨーク市は例外）では銃砲店、ガンクラブに所属し、警察に申請し、犯罪歴がなければ、一定の期間を置いて拳銃を購入できる。

猟銃の類は運転免許証を提示し、銃は即、裏口で梱包して手渡す習慣だ。

拳銃携帯は警察署の許可がいる。この際に「コンシールド」（見えない）の許可ももらう。コンシールドできない長物銃は車の座席か、ラックに掛ける。トランクには入れてはいけない。（日本と逆）各地方では銃器の有料回収を行っているが実用になる銃器に有効とは思えない。「ローデッド」弾薬が装填してある事も規制のポイントでもある。アメリカの規制の盲点は「弾薬、火薬」譲渡、消費が殆ど自由ということで弾薬はホームセンターでも購入できる点だ。射撃営業も州によりかなり自由に行われている。銃の規制は、そのもち方によるだけと言っても過言ではない。

3 NRA（ナショナル・ライフル・アソシエーション）の力

同協会は1871年、銃器製造会社、愛好家、競技団体などが設立し、現在400万人の会員を有す。会員の寄付で運営し「アメリカンライフルマン」が機関紙である。元は健全なる射撃をスポーツとして年少者、女性に広めるための団体で、その活動はドイツ、スイスなどの同じような組織に影響を与えた。現在、「エンシュア・ユア・ガンライツ」（銃を持つ権利）をスローガンとして国民の銃所持を推進し、擁護する強力な組織である。会長はサンドラ・フロマン女史。「人を殺すのは人であり、銃ではない！」と政治団体として共和党の基盤のひとつである。オバマ大統領も演説で必ずしも銃器を否定はしていない。

4 BATF（連邦政府財務省アルコール・タバコ・火器・爆薬局）

同局はアメリカ全土の捜査権を持つFBIと並ぶ組織であるが、効率的で有名な組織であるとは思われてない。9.11以降、テロ対策が重要な任務となった。しかし収集家免許を発行し、銃器の収集、研究の許可を与えるが、個人の銃器所持までの権限はない。ちなみに当局が規制する銃器は、全自動銃、隠し武器、改造銃、身元不明銃、などで所有よりもその観点は販売に置かれていると言える。アメリカの銃砲規制の優れている点は、連邦政府が収集と研究にライセンスを発行するという点だ。しかし、収集や所有、保持、輸送、射撃は各州や市町の規制もクリアしなければならない。そういう意味で複雑だ。

ちなみに狩猟免許はまったく別なもので環境局が発行し、その射撃講習は道端の空き地で行ったりする。



写真④筆者がB A T F Eのコレクターズライセンスで所持していた日本の九九式軽機

5 ますます強化される日本の銃規制

恐らく日本の銃刀法は世界一厳しい法律であり、刃物も一緒に規制している。新規の所持許可の審査、3年おきの更新、毎年の銃器検査、保管状況の報告などそのルティーンもアジア各国の銃砲規制の基になっているようだ。

所持目的が明確であることが必要で、団体に属しての競技、狩猟に限られている。自衛、収集と言う目的はない。

弾薬は火薬類等取締法、別法律で管理している。それでも事故、事件は絶えないが、絶対数は僅かであることは確かだ。諸手続きには人権無視の感もある。公安委員会という名目組織、それを所轄警察署生活課が代行する仕組みであり、管理の責任は微妙に曖昧であることは否めない。狩猟を銃器使用の目的にすると「狩猟免許」と「狩猟者登録」が必要であり、年間、何回かの練習射撃も行い、それを証明しなければならない。

法律とその運用は事件、事故が起こるとその度に強化される。

しかし、暴力団抗争などには拳銃殺人はつき物だが、アメリカのような射撃戦という事件はここ10年来聞いてない。

またエアガン等の製造、改造にも金属弾が発射できる能力があるというだけで摘発している。(最近では「タナカ」の田中社長の逮捕)

平成21年から施行されるようになった改正では気になる点が幾つかある。高齢者の認知検査と、更新の指定精神科医診断書の義務化だ。これらは恐らくアメリカにおいては人権問題としてNRAなどからの訴訟案件になろう。

その他、刃長55mmのダガーナイフ禁止、ストーカー、ドメスティックバイオレンス者への厳格化、実包の管理などは容認できる要綱であろうが。

6 今、アメリカでは「銃」が大いに売れている。

AK 74（カラシニコフAK 47を 5,56mmにしたもの）の半自動銃は数年前、1挺200ドルくらいだったが、現在は600ドルに高騰している。

不況で犯罪が増えるのではないか。民主党のオバマ大統領が新銃規制に乗り出すのではないかと「駆け込み的」に銃が売れているのだ。

犯罪には拳銃が多く使われるが、拳銃に対抗して家庭を防御するにはAK 74のような武器、その威力が受けている。

全米の銃器の売り上げ、2009年は2008年比135%と言われている。



写真⑤カラシニコフAK 47

また特に女性が武装することが一般的になった。

予測されるオバマ大統領の規制は、

- (1) 銃器の売上税（消費税）率を500%とする。
- (2) 弾薬購入を規制する。
- (3) 家庭内保管の制限。など。

しかしながら以下の民間の規制が大きな効果を発揮しつつある。

- (1) 輸送会社の銃器受付禁止

アメリカンポスト、UPS、DHL、フェデックスなどの搬送会社がX線検査を行い、銃器の配送を拒否する。分解すれば受け付けるが、機関部は拒否する。

- (2) 航空機手荷物の搭乗拒否

各航空会社はかなり徹底的に銃器、弾薬の受付を拒否し、遠方に狩猟に行くにはレンタル銃を使うのが一般的になった。

- (3) 銃器製造会社、販売会社への訴訟

事故や事件の被害者、その関係者からのクラスアクションは民主党政権下でまた復活するだろう。

終わりに 日米両国に必要な銃器への新たなる意識と認識

銃は危険である。向けられたら逃れられない。車の中においても、手は見えるところにだし、不審な行動はとらない。

現在の日本の銃刀法では他人に銃器を見せる、手にさせることはできない。しかしどこで銃を手にするか、玩具の銃器でも以下の習慣を教育しておくことは必要である。日本人の99%は銃器の怖さを知らないのではないか。

- (1) 弾丸の装填の確認
- (2) 銃口は人間に向けない。
- (3) 用心鉄内に指を入れない。

日本とアメリカ、各々の歴史が、現在、世界的にみても両極端な銃砲規制の現実となっていることは事実だ。日本では銃器は射撃競技、狩猟と健全なスポーツとして楽しむには厳しすぎる。一方、アメリカには規制の方針、方策がなく、規制派の言うことには現実性がないことも事実である。

銃器は安全に健全に保持し、青少年のスポーツとして、また国民に銃器そのものを理解させることは皮肉なことに両国ともに必要なことだと感じる。以上

参考文献

- 藤木 久志著 『刀狩りー武器を封印した民衆ー』岩波新書 2005年
松尾 文夫著 『銃を持つ民主主義』小学館 2004年
小熊 英二著 『市民と武装』慶應義塾大学出版会 2004年
松本 仁一著 『カラシニコフ』朝日新聞社 2004年
丸山 擁成著 『幕藩体制下の政治と社会』 文献出版 1993年
NRA 『アメリカンライフルマン』各号

CNN 電子版

アメリカ合衆国大使館公式サイト

ハーツフォード新聞社 『コネチカット州史』1927年

須川 薫雄著 『日本の火縄銃』1 光芸出版 1989年

須川 薫雄著 『日本の火縄銃』2 光芸出版 1991年

須川 薫雄著 『日本の火縄銃』3 JW社電子版 2009年

須川 薫雄著 『日本の軍用銃と装具』 国書刊行会 1995年

須川 薫雄著 『日本の機関銃』JW社 2002年

協力 エドウィン・F・リビー教授 メイン大学

訂正

銃砲史研究第362号「火縄銃と火打石銃の実用性比較」の文中、「頬付け式の火打石銃は見たことがない」としましたが、同形式の実物が存在しますので謹んで訂正いたします。